

## 「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」の素案について

### 1 要旨・目的

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保を目的とする「広島県手話言語条例（仮称）」と、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称、通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」の策定を目指して検討を進めており、この度、素案を取りまとめた。

### 2 現状・背景

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障害者の円滑な意思疎通や情報の十分な取得・利用が極めて重要であり、多様な障害特性に配慮した意思疎通支援や情報取得に関する施策を総合的に推進していく必要がある。

また、手話は、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要である。

こうした状況を踏まえ、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識の普及等を通じて、社会全体の相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例を制定する。

### 3 素案の概要

#### (1) 施行期日

令和7年11月1日（予定）

#### (2) 策定に当たっての考え方

令和4年法律第50号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や、今年6月18日に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」に加え、その他関係法令や策定済みの自治体条例等を研究しつつ、関係団体との意見交換や当事者、有識者、障害者団体等で構成する条例検討会議での計3回にわたる丁寧かつ慎重な議論を得て、条例素案を取りまとめた。

#### (3) 条例案の構成

次頁のとおり

### 4 スケジュール

7月2日～ パブリックコメントの実施（8月1日まで）  
7月28日 広島県障害者施策推進協議会  
8月7日 第4回条例検討会議  
8月19日 生活福祉保健委員会  
9月 9月定例会へ議案上程

## 5 その他（関連情報等）

### ○ 検討経緯

時期	条例検討会議	生活福祉保健委員会
2月		条例検討会議の設置を報告
3月	第1回（条例の制定形式等に関する意見聴取）	
4月		第1回検討会議の結果報告
5月	第2回（素案について意見聴取①）	
6月	第3回（素案について意見聴取②）	素案について説明

### ○ 広島県HP

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho.html>

（※ 条例検討会議の会議資料や議事概要などを掲載）

## 【条例の全体構成】

### (1) 広島県手話言語条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話言語に対する理解の促進及び手話の普及</li> <li>・手話の使用及び習得に係る機会の確保</li> </ul>
③ 言語としての手話の認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による手話言語の認識に向けた啓発</li> <li>・県による言語としての手話文化の保存、継承及び発展</li> <li>・手話言語の認識に向けた県民への努力義務</li> </ul>
2 施策内容	
④ 手話の習得の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から家族と共に手話を習得できる機会の確保に向けた必要な措置</li> <li>・手話を習得できる機会の確保に向けた支援団体への努力義務</li> </ul>
⑤ 学校に対する手話の習得機会確保へ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を習得できる機会の確保に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援</li> </ul>
⑥ 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を習得できる機会の確保に向けた県から事業者への情報提供、技術的な助言等の支援</li> </ul>
⑦ 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備</li> </ul>
⑧ 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による必要な財政上の措置</li> </ul>

(2) 広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 定義	条例で用いる言葉の定義 (障害者、意思疎通手段、意思疎通支援者)
③ 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害特性に応じた円滑な意思疎通の推進</li> <li>・ 障害者の情報の取得・利用の推進</li> <li>・ 適切な役割分担による支援の推進</li> </ul>
2 責務・役割等	
④ 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施</li> </ul>
⑤ 市町の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する施策の実施</li> </ul>
⑥ 県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念の実現に向けた県民への努力義務</li> <li>・ 県の施策への協力や積極的な意見表明に関する障害当事者への努力義務</li> </ul>
⑦ 意思疎通支援者及び関係団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な意思疎通手段に関する県民の理解促進や県の施策への協力並びに障害者への支援に向けた意思疎通支援者及び関係団体への努力義務</li> </ul>
⑧ 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思疎通及び情報の取得・利用への合理的配慮</li> <li>・ 県又は市町の施策への協力に向けた事業者への努力義務</li> </ul>
3 施策内容	
⑨ 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備</li> </ul>
⑩ 計画及び施策の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県障害者プランにおける施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標設定</li> </ul>
⑪ 意思疎通手段等の普及・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備等の取組</li> </ul>
⑫ 啓発及び学ぶ機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段等についての啓発及び学ぶ機会の確保</li> </ul>
⑬ 県政の情報の発信等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の特性に応じた意思疎通手段による県からの情報の発信</li> </ul>
⑭ 災害時等の情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害その他非常の事態における障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用に向けた必要な措置</li> </ul>
⑮ 情報通信機器等の利用方法の習得等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による情報通信機器や情報通信技術等の活用に向けた講習会の実施、相談等の取組</li> </ul>
⑯ 県と市町の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と市町の連携、条例の趣旨に合致した施策を実施に向けた県から市町への情報提供、技術的な助言等の支援</li> </ul>
⑰ 学校教育の分野における環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育環境の整備に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援</li> </ul>
⑱ 職場における環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場環境の整備に向けた県から事業者への情報提供、相談及び技術的な助言等の支援</li> </ul>
⑲ 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による必要な財政上の措置</li> </ul>